

資料 1

インフルエンザの発症から再登校(園)までの流れ**1 のどの痛みや発熱などの症状の発症**

かかりつけ医に相談し、受診してください。

2 医療機関受診

インフルエンザと診断されたら、医師の指示に従って安静にしてください。

3 学校(園)に電話で報告

受診結果を学校(園)に電話で報告し、各校(園)で指示される方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ってください。

4 自宅にて安静・発熱の経過を記録

自宅で安静に過ごします。インフルエンザの自宅安静期間は「発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となっています。

「インフルエンザ経過観察表」の「**保護者記入欄** 体温記録表」に、発症日を含め、家庭でお子さんの体温を1日2回(午前と午後に1回ずつ)計測し、記入してください。

5 必要期間、自宅で休んだ後、インフルエンザ経過観察表をもって登校(園)

インフルエンザに罹患した場合の登校(園)基準である「発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)」が経過しているかを学校(園)で「**保護者記入欄** 体温記録表」にて確認し、登校(園)を許可します。

登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

保護者の署名がある経過観察表をもって登校(園)します。

※発症日…熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。

※発症後5日…発症した日を0日として、そこから5日間(実質最短でも6日間)経過するまでとなります。

※解熱後2日(幼児にあっては3日)…平熱となった日を0日とし、そこから2日間(平熱で1日過ごせた日を2日間、幼児にあっては3日間)となります。

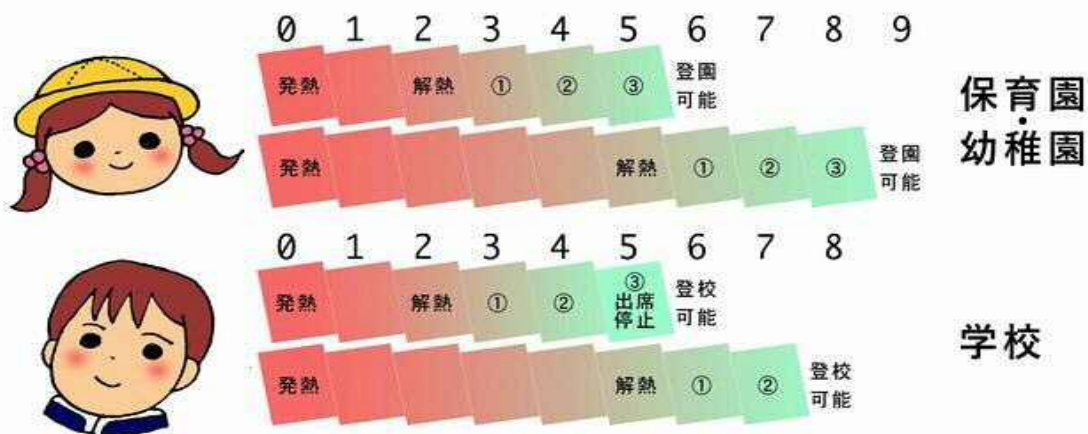
資料 1

磐田市医師会提供資料

学校保健安全法はインフルエンザに罹患したとき出席停止期間を次のように定めています。

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）
を経過するまで登校できません。

発熱した日を発症 0 日として、発症後最低 5 日間は登校不可です。また解熱した日を解熱 0 日として、2 日（幼児においては 3 日）解熱した日を経過して登校許可となります。



インフルエンザ出席停止期間の数え方

なお治療後も以下のような症状がありましたら医療機関を受診してください。

- 呼びかけても返事が遅い
- 興奮症状がみられる
- けいれん
- 眼の焦点が合わない
- 意識がなくなる
- その他いつもとは様子が明らかに違う など

<小児の異常行動について>

小児のインフルエンザでは、インフルエンザ脳症とは別に、異常行動が約 10%にみられます。ほとんどが発熱 1～2 日目にあらわれ、1～2 日間で軽快します。

極めてまれなことです。異常行動の結果、転落等による死亡事故が起こる場合があります（2009 年 4 月から 2017 年 8 月までに 8 件の報告）。

異常行動は抗インフルエンザ薬が使用されていなくても報告されていますので、小児・未成年者がインフルエンザと診断され、治療を開始してから少なくとも 2 日間は、異常行動による事故を防ぐために、自宅で小児・未成年者が一人にならないように注意してください。

その他の注意

インフルエンザは飛沫感染（咳、くしゃみで発生した飛沫）と接触感染（ドアノブについた飛沫を触り、その手で目や鼻や口に接触）で感染します。手洗いやアルコール消毒、咳エチケットなどに心がけ、家庭内での二次感染にご注意ください。